

「質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について

警察庁では、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の施行に伴い、インターネットにより標識等を公衆の閲覧に供する方法について定めること等を内容とする「質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令案」等について検討しています。

その内容は別紙1及び別紙2のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	<ul style="list-style-type: none">・電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム・電子メール（kikaku@npa.go.jp） <p>※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。</p> <p>※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。</p>
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁長官官房企画課 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和5年12月15日（金）から 令和6年1月13日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じて公表する可能性があります。
- 5 別紙1及び別紙2の内容のどの部分についての御意見かが分かるよう、数字、記号等をお示しの上、御意見を提出してください。

例：「別紙1の3(1)アについての意見…」

〈 凡 例 〉

- 改 正 法： デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）をいう。
- マイナンバー法： 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）をいう。
- 代行業法施行規則： 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号）をいう。

〈 参 考 〉

別紙1及び別紙2のほかに、「質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令案」等について、案文を公表しております。

国家公安委員会・警察庁では、国民にとっての分かりやすさの観点から、内閣府令及び国家公安委員会規則の改正について、いわゆる「改め文」方式ではなく「新旧対照表」方式で行うこととしております。これに伴い、今回公表している内閣府令案及び国家公安委員会規則案の案文中の新旧対照表には、従来の新旧対照表（改正案欄と現行欄の相違点を一重傍線のみで表現）とは異なる新たな表記があります。

新たな表記とその意味は次のとおりです。

【二重傍線】

- 1 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分（注）に二重傍線を付しており、その標記部分が同一の場合
改正前欄に掲げる二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を改正後欄に掲げる対象規定に全部改正する。
- 2 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分に二重傍線を付しており、その標記部分が異なる場合
改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。
- 3 改正前欄に掲げる対象規定に対応するものを改正後欄に掲げていない場合
対象規定を削る。
- 4 改正後欄に掲げる対象規定に対応するものを改正前欄に掲げていない場合
対象規定を加える。

（注） 標記部分とは、章、条、項、号、号の細分等の一まとまりの規定の冒頭の「第○章」、「第○条」、「1」、「一」、「イ」等の部分をいう。

【破線】

改正前欄の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄の破線で囲んだ部分のように改める。

1 命令等の題名

質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

質屋営業法（昭和25年法律第158号）第10条及び第12条、警備業法（昭和47年法律第117号）第6条第1項、第12条第1項及び第2項並びに第55条並びに探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第4条第2項及び第12条第2項

3 改正の概要

(1) 改正法の施行に伴う改正

質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）について、以下のア～ウの内容を定めるなど、所要の規定の整備を行うこととする。

ア 認定を受けたこと等を示す標識の様式

イ インターネットにより標識等を公衆の閲覧に供する義務の適用が除外される場合は、

- ・ 常時使用する従業者の数が5人以下である場合
- ・ 当該事業者が管理するウェブサイトを持していない場合

のいずれかに該当する場合とする。

ウ インターネットによる標識等の公衆の閲覧は、当該事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(2) その他の改正

質屋営業法施行規則において、質屋が質置主の住所、氏名等を確認する資料の例示として、運転免許証等のほか、マイナンバー法第2条第7項に規定する個人番号カードを追加することとする。

4 施行期日

改正法の施行の日（令和6年4月1日）。ただし、前記3(2)の改正内容については、公布の日。

1 命令等の題名

古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則

2 根拠となる法令の条項

古物営業法（昭和24年法律第108号）第12条第2項及び第30条並びに自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第6条第1項及び第30条

3 改正の概要

(1) 改正法の施行に伴う改正

古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）及び代行業法施行規則について、以下のア～ウ（アについては代行業法施行規則のみ。また、イについては古物営業法施行規則のみ。）の内容を定めるなど、所要の規定の整備を行うこととする。

ア 認定を受けたことを示す標識の様式

イ インターネットにより古物商又は古物市場主の氏名又は名称、許可をした公安委員会の名称及び許可証の番号（下記ウにおいて「氏名等」という。）を公衆の閲覧に供する義務の適用が除外される場合は、

- ・ 常時使用する従業者の数が5人以下である場合
- ・ 当該古物商又は古物市場主が管理するウェブサイトを持っていない場合

のいずれかに該当する場合とする。

ウ インターネットによる氏名等又は標識の公衆の閲覧は、当該事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(2) その他の改正

古物営業法施行規則において、古物商が相手方の住所、氏名等を確認する資料の例示として、運転免許証のほか、マイナンバー法第2条第7項に規定する個人番号カードを追加することとする。

4 施行期日

改正法の施行の日（令和6年4月1日）。ただし、前記3(2)の改正内容については、公布の日。